

2025 年 8 月 19 日
東京工業大学職員組合
書記長 石山 修
目黒区大岡山 1-12-1
Tel 03-5734-2395

『東京都最低賃金の低額・低率改定に異議を申し立てます』

2025 年 8 月 7 日、東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金（以下「東京最賃」と略）の 63 円（5.4%）引き上げを答申しました。東京工業大学職員組合は、以下 8 月 7 日の審議会答申による東京最低賃金改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと「低額」改定額の、さらなる上積みを求めます。

1. 全国一低額（63 円）、低率（5.4%）の東京最賃引き上げはあまりに低すぎます。

8月4日、中央最低賃金審議会は25最賃改定の目安（以下、「中賃目安額」と略）を全国63円/64円としました。8月12日現在、鳥取県の7円をはじめ15都道府県中10県で中賃目安に各県で上乗せ答申がなされ、各県で昨年に引き続き中賃目安額を上回る答申が続いています。しかし東京地方審議会は、13年連続となる中賃目安額どおりの答申を行いました。一度も上乗せが無かったのは、47都道府県の中で東京だけです。結果として東京最賃は昨年に続き全国一の低額・低率の引き上げになっています。

「最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円とする」政府目標達成のためには、毎年7%：90円以上引き上げが必要とされ2025最賃の検討は始まりましたが、それよりはるかに低額・低率です。また下位Cランク県を64円引き上げとしたが、1円+程度では212円(18.2%)以上ある最高（東京）と最低県の格差はとても解消できず、またEU指令などを考慮し「あるべき水準」としての平均賃金の50%や賃金中央値の60%という目標も「今後の検討課題」（中賃公益委員見解）とされたのみです。

2. 密室審議では、東京の実情が検討されたかが全く不明です。

最低賃金の検討で 3 要素といわれる、労働者の生計費・賃金上昇率・企業の支払い能力について、東京が全国最低である根拠は示されていません。中賃で生計費上昇の一面として考察されたエンゲル係数をみると、全国平均では 26.5%に対し、東京は全世帯平均で 28.9%（東京都の統計より）。物価統計でも「持ち家の帰属を除く家賃」は全国 0.5%に対し東京は 1.7%上昇（直近の物価上昇率対前年同月比 2025 年 4 月）この不動産価格高騰・家賃上昇のほかにも、東京に多い母子家庭の生活を東京最賃が支えていること、東京では公共部門関連で最低賃金近傍の賃金が多くみられることなど、検討すべき問題は多数ありますが、どのような検討がなされたのでしょうか。

今回の東京最賃答申に向けて、第 449 回審議会と計 6 回の専門部会が開催された模様ですが、その日時・場所・提出資料・検討の内容は全く公開されていません。他県の最賃審議では、審議資料の迅速公開、専門部会の部分公開や意見陳述の実施など、審議内容の透明化が進んでいます。これに比して東京最賃決定の論拠、審議内容が非公開のまま、形だけ「異議申出」を求めることは、到底理解ができません。このため答申内容に異議を申し立て、審議のやり直し及び東京における各要素の公開での再検討を求めます。

以上